

平 戸 市 監 査 公 表 第 104 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 27 年 8 月 20 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 山 田 能 新

第 1 監査の対象

文化観光部 文化交流課

第 2 監査の期間

平成 27 年 6 月 30 日～7 月 1 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 23～25 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。

- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
 - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成23～25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】

1. 英国商館設置400周年記念事業

本事業は市民主役による事業として“実行委員会”を組織して実施され、旧政策推進課に事務局を置いて推進が図られたが、会則において監査役員の設置がなされていないなど、設立当初から平戸市準公金等取扱事務処理要領に基づく手続きが不十分であったが、実施にかかる各種文書や会計処理に関する諸帳簿類については概ね適正に処理されており、事業効果としても総じて所期の目的は果たされたものと思われる。

しかしながら、英国商館遺址之碑改修工事の施工にあっては、実行委員会が発注元であるにもかかわらず都市計画課が事務処理を行ったことになっており、事務委託の内容が明確でないものもあった。また、実行委員会の解散にあたって精算書を含む最終決裁文書が確認できないので、完結まで透明性を高めるべく整理が必要である。

2. 平成25年度大島伝統的建造物群保存修理事業（国費、県費）

設計監理業務委託について、検査調書に添付すべき工程表あるいは日報、CD写真など業務の確認ができる添付資料がないものや、別書類に綴られているものが散見されたので、補助事業の万全さを期すためにも、年度ごと・事業別の綴りを作成し整備を図られたい。

3. 文化振興事業について

県の補助事業（ながさき音楽祭 2013）を活用した「ひらんの風」コンサートは、各会場とも満員でアンケート結果からも大変好評で、市民の文化芸術に対する感性が高まり文化振興に大きく寄与できたと思われる。

このコンサート開催にあたっては、平戸市文化協会を中心とした実行委員会を組織し運営され、事務執行の面では概ね良好に処理されていたが、補助金交付（概算払請求）手続きが、すべてのコンサートが終了した平成 25 年 12 月 13 日になされており、その後、12 月 16 日付けで概算払いしているが、実行委員会の支払伝票では、それ以前に 3,362,320 円がすでに支払済であり、概算払いする理由が不明確である。総じて事業内容が多岐に及ぶことなどから、資金の流れ等に不備が生じないように事務の適正化に心掛けられたい。

4. 世界遺産登録推進コンサートについて

本事業は、市が主体となる世界遺産登録推進コンサート実行委員会を設置し開催され、「平戸市準公金等取扱事務処理要領」に基づく団体として、出納経理等の事務処理を行っている。支出伝票は適正に処理されているが、収入支出整理簿、物品出納簿などが整備されておらず、また団体の監事による監査も成されていない。

随意契約価格等決定伺いにおいては、見積書開封者の押印がなされていない業務が散見されたので、今後、同様の事務遂行にあたっては留意されたい。

また、市補助金交付にあたっては、県事業への採択と合わせた市長特認事業として決裁を受けているが、今後の事業推進のためにも、それらの経過等を示す記録等を整備しておくこと。

5. その他の補助金等事務について

- (1) それぞれの業務ごとの簿冊について、一連の事務の流れの書類が適正に綴られていないので今後は起案・起工から支払いまでの証拠書類を整理するよう心掛けられたい。
- (2) 重要文化的景観保護推進事業（ハード事業）について、契約締結兼支出負担行為伺い、変更契約締結兼支出負担行為伺い及び検査調書の（工事）概要の記載が全く同じ内容となっているので、変更内容等について適宜詳細を記入するよう改められたい。

6. 各種事務処理について

(1) 財産台帳について

・旧観光資料館は平成 21 年 11 月 16 日平戸観光(株)から寄附され、行政財産となっているが、この間、庁内での協議はされているものの、耐震化も施されていない状況である。平戸市公共施設等総合管理計画に照らし、今後の取扱いについて方向性を明確にすべきである。

・博物館「島の館」の土地 24 筆のうち、取得年月日及び登記年月日が記載されてい

るのは2筆だけで、残り22筆には記載がない。また、備考欄に取得状況が明記されていないのが6筆あるので確認をすること。

(2) 文化財指定台帳

文化財指定台帳については旧市町村からそのまま引継いでおり、指定経過など判らないものがあった。新市の指定台帳は文化財ごとに簿冊管理しているが、市全体の台帳整備が不十分であるので、県内外の先進地の台帳整備を参考に指定経過がわかるような台帳整理を行っていただきたい。

(3) 公印の保管について

組織改編による課名変更に基づき、総務課において一括して公印を購入しているが、以前の課印がそのまま保管されていた。不要な公印は総務課に廃棄届を提出し適正な処理を行うこと。

(4) 備品台帳

新規購入分の購入年月日や金額など記載されていない箇所があった。正確な備品管理に努めること。

(5) 文書登録について

簿冊登録がされていないもの、文書管理システムに登録されているものの背表紙がシステムから印刷されていないものが貼り付けられていた。適正な文書管理に努めていただきたい。

【意見】

1. 埋蔵文化財発掘・保存事業について

本市には、330箇所（新たに指定予定の吹上遺跡含む）に及ぶ埋蔵文化財包蔵地を有しており、今後も開発等に伴う発掘調査や継続した学術調査によって、将来にわたって出土品の増大が見込まれる。

平成27年6月末現在で市内5箇所に約2,000箱（出土品を57cm×39cm×9.5cmのコンテナに収蔵）が収蔵されているが、これらは、各収蔵倉庫が狭隘であるために大手の坂倉庫に600箱、里田原民俗資料館に580箱など分散収納・保管を余儀なくされている。今後、田平地区の原始・古代中心の出土品、平戸地区の近世中心の出土品を、今後、まちづくりに生かす方法も視野に入れながら、県との協議を進め、出土品の保存・管理方法を検討することが望まれる。

2. オランダ商館1639年築造倉庫指定管理について

- (1) 当施設は、公益財団法人松浦史料博物館と平成23年4月1日から指定管理契約を結んでいるが、基本協定書18条において、市は指定管理者に備品等の無償貸与をすとしており、当初、管理物件として、備品類97品目、書籍類188品目を貸与しているが、その後、3回の変更協定により備品類が34品目増えている。指定管理者の更新時期に棚卸しを行っているが、価値の高い資料も多く、重要備品等については随時現認を行うことが望ましい。

(2) 入館者について、23年度(9月17日開館日～3月31日)は68,388人、24年度64,674人、25年度54,894人、26年度49,146人と減少している。一方、経営状況について、年間指定管理料16,000千円に対し、23年度は6,435千円、24年度は1,523千円の剰余金が生じたものの、25年度は4,047千円、26年度は2,365千円の欠損金が発生している。運営状況については、随時企画展などを開催し、集客を図り、入館団体数も例年520団体前後で推移しており、26年度は660団体に増えているものの、近年の個人や少人数による旅行形態を反映してか、入館者数は伸び悩んでいる。さらなる情報発信を含め、市との十分な連携のもと事業展開を図りたい。

第6 むすび

平成26年4月の組織再編によりこれまでの教育委員会文化遺産課から文化観光部文化交流課となり、観光事業と連携した文化事業の推進が図られることになった。

特に、国際交流、地域間交流については、異文化への体験や国際感覚の習得あるいは、風土が異なる地域の文化に親しむことにより事業の成果が積み重ねられており、平成25年7月には、台南市との間に民間主導による交流促進協定が締結されるに至った。また、ANJINプロジェクトにおいても引き続き「三浦按針」を核に、伊東市、臼杵市、横須賀市と友好関係が更に構築されるなど、官民一体となった事業展開とその効果を期待するところである。

一方、埋蔵文化財の発掘保存や地域文化の研究など学術的な業務も引き継ぐこととなり、特に重要文化的景観の修理・修景に関する事、神浦重伝建地区の事業調整に関する事、指定管理となっている平戸オランダ商館や博物館・島の館、キリシタン資料館などの施設運営に関する事、地域の無形民俗芸能・文化財の保護・活性化に関する事、各種文化団体の育成に関する事、さらには世界遺産登録業務に加え地域間交流や国際交流など、多岐にわたり市民活動に直接関わり裾野が広い業務を行っている。これらは地域づくりや地域の人材育成につながり、観光資源や歴史的資源として有効に活用し、交流人口の拡大に加え経済効果が大きく期待できるものと思われる。

職員の勤務状況をみると、本市は、他市と違い世界遺産担当部署として独立しておらず、文化遺産班の中に主に2名が従事しているが、定められた勤務時間を大幅に超過している実態が見受けられた。班全体が業務に追われ、しかも通常業務との棲み分けが難しく、時間外勤務の対象となっているのは超過時間の3分の1以下と思われる。課、班全体の業務量を勘案し、職員の健康管理を含め早急な対応が求められる。また、一部の事業の事務処理や台帳の整理などに、不備が散見されるので充分留意されたい。

現在、市では4名の学芸員がそれぞれの業務を受け持っているが、今後、順次定年退職も見込まれることから文化行政を停滞させないためにも後継者対策、人材育成について十分な対応が望まれる。文化行政は、市民生活を営むうえでコミュニティの維持はもちろんのこと文化芸術への関心を高め、地域伝統文化を継承するなど文化の振

興に欠かせないものであり、これからの地域づくり・人づくりの鍵を握るともいわれている。今後とも市民の期待に十分応えられるよう望まれる。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。